



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年2月12日金曜日 第180号

### ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	(障がい福祉課) ...	101
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(経営支援課) ...	101
肥料の登録.....	(農産園芸課) ...	102
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	(水産課) ...	103
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....	(都市計画課) ...	106
道路の区域変更(県道上猿田三島線).....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	106
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	106
指定道路の指定.....	( " ) ...	106
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	107
道路の区域変更(県道伊予松山港線).....	( " ) ...	107
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	107
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	107
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	107
指定居宅サービス事業者の指定.....	( " ) ...	108
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	108
指定居宅サービス事業の廃止.....	( " ) ...	108
指定介護予防サービス事業の廃止.....	( " ) ...	109
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	( " ) ...	109
介護医療院の開設の許可.....	( " ) ...	109
兼用工作物の管理の方法について.....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	110
道路の供用開始(県道高瀬松溪線).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	110
<b>選挙管理委員会告示</b>		
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	110

### 告 示

#### ○愛媛県告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
にった薬局	伊予郡松前町出作185番地	株式会社 新田薬局	松山市湊町三丁目7番地5	新田 佳代子	薬局(育成医療・更生医療)	令和3年2月1日

#### ○愛媛県告示第136号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
西の土居ショッピングセンター	新居浜市西の土居一丁目153番地 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	D C Mダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	D C Mダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行	令和2年 5月25日	令和3年 2月2日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	D C Mダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 ほか2者	D C Mダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 ほか2者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第137号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する 年月日	届出日 年月日
西の土居ショッピングセンター	新居浜市西の土居一丁目153番地 外	駐車場の位置及び収容台数	270台	215台	令和3年 10月3日	令和3年 2月2日
		駐輪場の位置及び収容台数	161台	50台		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第138号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中村時広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和3年2月3日	愛媛県第1298号	化成肥料	エゴ肥料PK化成66	<溶性りん酸 16.0 <溶性加里 16.0 内水溶性加里 10.9	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、	株式会社 研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号

			く溶性 苦土 5.0	公定規 格のと あり
--	--	--	------------------	------------------

○愛媛県告示第139号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（東予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
四国中央市川之江町1293 松 本 勇 三	四国中央市川之江町1088 菅 雄 二	四国中央市川之江町1092 - 15 松 本 利 明	川 之 江	愛媛県漁業協同組合
四国中央市三島中央一丁目15番2号 宮 崎 正	四国中央市宮川一丁目2番10号 大久保 成 康	四国中央市寒川町91 - 1 武 村 正 博	三 島	愛媛県漁業協同組合
四国中央市寒川町909 - 1 宮 崎 直 道	四国中央市寒川町927 - 1 受 川 雅 師	四国中央市寒川町949 - 2 青 木 昌 隆	寒 川	愛媛県漁業協同組合
新居浜市大島甲1466 - 10 中 山 静 男	新居浜市大島1461 - 1 中 山 浩 二	新居浜市大島1472 中 山 明	大 島	愛媛県漁業協同組合
新居浜市多喜浜四丁目3 - 164 イーストコート604 藤 澤 茂 雄	新居浜市角野新田町一丁目13 - 3 矢 野 孝	新居浜市高田二丁目3 - 25 渡 辺 俊 博	多 喜 浜	愛媛県漁業協同組合
新居浜市清水町14 - 35 白 石 敏 弘	新居浜市清水町15 - 38 高 橋 清 重	新居浜市港町19 - 16 佐 藤 貴 彦	新 居 浜	愛媛県漁業協同組合
西条市樋之口456 - 13 川 又 則 昭	西条市明屋敷698 - 1 矢 原 重 康	西条市明屋敷737 藤 田 大 三 郎	西 条	愛媛県漁業協同組合

（東予地方局産業経済部今治支局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
今治市桜井五丁目2番28号 笠 原 次 男	今治市桜井一丁目4番47号 野 村 正 敏	今治市桜井五丁目12番7号 日 浅 文 博	桜 井	愛媛県漁業協同組合
今治市大浜町三丁目3 - 20 山 田 保	今治市大浜町一丁目5 - 12 松 垣 繁 信	今治市大浜町三丁目4 - 51 広 瀬 征 伸	大 浜	愛媛県漁業協同組合
今治市来島623 廣 瀬 武 夫	今治市来島91 宮 谷 良 一	今治市波止浜11 - 58 金 守 武 彦	来 島	愛媛県漁業協同組合
今治市吉海町名5354 - 2 村 上 幸 雄	今治市吉海町椋名556 塩 見 敏 和	今治市吉海町椋名551 喜 田 皓 夫	渦 浦	愛媛県漁業協同組合
今治市吉海町仁江2056 - 6 渡 辺 剛 史	今治市吉海町仁江2170 渡 辺 容 平	今治市吉海町仁江2180 渡 辺 将 人	津 倉	愛媛県漁業協同組合
今治市伯方町有津甲2321 岡 田 興 治	今治市伯方町伊方甲番外6 - 17 本 岡 正 己	今治市伯方町有津甲1408 - 1 野 間 寛 紀	伯 方	愛媛県漁業協同組合
越智郡上島町魚島1 - 231 - 1 佐 伯 雅 彦	越智郡上島町魚島1 - 962 大 林 好	越智郡上島町魚島1 - 176 三 上 和 也	魚 島	愛媛県漁業協同組合
越智郡上島町弓削下弓削846 - 2 岡 島 政 則	越智郡上島町弓削下弓削114 貴 田 勝	越智郡上島町弓削土生480 北 浜 英 雄	弓 削	愛媛県漁業協同組合
越智郡上島町岩城2262 - 3 濱 磯 公 男	越智郡上島町岩城1636 田名後 均	越智郡上島町岩城5213 - 1 福 田 重 成	岩 城 生 名	愛媛県漁業協同組合
今治市関前岡村甲104 片 岡 武 人	今治市関前岡村甲878 - 1 山 口 松 二	今治市関前岡村甲692 吉 田 忠 俊	関 前	愛媛県漁業協同組合

今治市波方町波方甲2777 - 2 大 木 謙 二	今治市波方町波方甲2622 - 23 大 西 伊寿夫	今治市波方町波方甲2620 - 2 須 賀 和 泉	波 方	愛媛県漁業協同組合
今治市波方町小部甲726 - 3 渡 部 秀 之	今治市波方町樋口甲1129 - 16 矢 原 安 正	今治市波方町小部甲372 - 1 菊 川 八重美	小 部	愛媛県漁業協同組合
今治市大西町新町甲658 - 3 阿 部 建 悟	今治市大西町宮脇甲180 - 1 尾 崎 正 二	今治市大西町脇甲493 - 9 梶 原 重 喜	大 西	愛媛県漁業協同組合
今治市菊間町種3866番地 渡 部 弘 士	今治市菊間町浜172番地 三 野 常 利	今治市菊間町田之尻603番地 越 智 欽 哉	菊 間	愛媛県漁業協同組合

(中予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市府中523番地 高 橋 章 司	松山市安居島甲119番地1 大 内 達 也	松山市北条辻1115番地5 大 内 忠 重	安 居 島	愛媛県漁業協同組合
松山市野忽那甲5番地 尾 崎 隆 幸	松山市野忽那甲1540番地27 立 花 啓 一	松山市野忽那1394番地1 鈴 木 安 政	野 忽 那	愛媛県漁業協同組合
松山市睦月1495 - 1 山 本 裕 司	松山市睦月346 田 中 治	松山市睦月224 石 崎 正 光	睦 月	愛媛県漁業協同組合
松山市門田町748番2号 早 瀬 武 弘	松山市由良町1174番地 石 田 憲 一	松山市泊町108番地3 日 野 順 一	興 居 島	松山市漁業協同組合
松山市堀江町甲1724番地 大 倉 清 仁	松山市堀江町甲766番81号 高 橋 孝 次	松山市堀江町甲864番地83号 猪 田 宗 昌	堀 江	松山市漁業協同組合
松山市三津一丁目10番20号 北 岡 哲 夫	松山市住吉二丁目1番21号 香 川 公 男	松山市古三津三丁目16番55号 古 川 明	三 津	松山市漁業協同組合
松山市和気町二丁目955番1号 濱 田 英 次	松山市和気町二丁目926番12号 上 野 和 隆	松山市和気町二丁目933番地 橋 本 達 夫	和 気	松山市漁業協同組合
松山市住吉二丁目9 - 14 奥 田 学	松山市神田町2 - 4 奥 田 博 司	松山市三津三丁目4 - 43 清 水 綱 雄	三 津	愛媛県漁業協同組合
松山市西垣生町1689 - 8 中 矢 浩 三	松山市西垣生町1632 - 8 中 矢 周 三	松山市西垣生町1711 - 3 中 矢 源 孝	今 出	愛媛県漁業協同組合
松山市和気町二丁目890 - 40 広 井 有 理	松山市和気町二丁目902 - 42 村 上 定 雄	松山市久万ノ台329 - 4 越 智 満	和 太 山 氣 寺	愛媛県漁業協同組合
伊予郡松前町浜516 - 2 西 村 良 一	伊予郡松前町浜688 - 3 加 納 一 成	伊予郡松前町筒井1253 八 木 勇	松 前	松前町漁業協同組合
伊予市双海町高野川甲174 - 1 中 尾 勝 典	伊予市双海町高野川甲121 西 上 重 明	伊予市双海町高岸甲934 - 3 垣 内 雅 也	上 灘	上灘漁業協同組合
伊予市双海町串甲1122 - 2 吉 野 敦 夫	伊予市双海町串甲3657 - 45 浜 田 利 彦	伊予市双海町串甲3655 - 23 福 本 悟	下 灘	下灘漁業協同組合

(南予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西予市明浜町儀津3 - 172 - 39 中 居 真 徳	西予市明浜町儀津1 - 289 酒 井 孫 三 郎	西予市明浜町儀津2 - 898 - 1 西 本 与 仁	明 浜	愛媛県漁業協同組合
宇和島市吉田町立間尻甲2029 酒 井 利 幸	宇和島市吉田町法花津8 - 189 - 1 赤 松 順 二	宇和島市吉田町深浦2 - 19 渡 辺 一 洋	吉 田	愛媛県漁業協同組合
宇和島市吉田町奥浦甲3484 - 1 松 浦 登	宇和島市吉田町南君3075 - 1 岡 山 文 俊	宇和島市吉田町奥浦乙741 渡 辺 駒 男	奥 南	愛媛県漁業協同組合
宇和島市津島町北灘甲468番地5 大 塚 功	宇和島市津島町北灘乙1335番地35 山 口 真 佐 夫	宇和島市津島町北灘丁1287番地11 伊 藤 恭 二	北 灘	愛媛県漁業協同組合
宇和島市下波922番地 影 山 泉	宇和島市下波905番地 村 上 泰	宇和島市下波5448番地 山 本 昌 則	下 波	愛媛県漁業協同組合
宇和島市遊子1150 船 岡 洋 一	宇和島市遊子2852 山 内 平 吉	宇和島市遊子3346 立 川 正	遊 子	愛媛県漁業協同組合

宇和島市蔦淵2725番地2 島津 造	宇和島市蔦淵1017番地 浜田 一久	宇和島市蔦淵965番地 赤松 規	蔦 淵	愛媛県漁業協同組合
宇和島市戸島2129番地 藤川 英雄	宇和島市戸島2783番地 深田 俊英	宇和島市戸島2508番地 久保田 壮一	戸島 第一	愛媛県漁業協同組合
宇和島市戸島3908番地 西村 光	宇和島市戸島3903番地 勇 光則	宇和島市戸島4057番地 西川 一樹	戸島 第二	愛媛県漁業協同組合
宇和島市日振島3219番地 笠岡 義雄	宇和島市日振島1940番地 浜田 順二	宇和島市日振島643番地 笠岡 博士	日 振 島	愛媛県漁業協同組合
宇和島市蛤364番地2 広沢 初志	宇和島市百之浦1356番地3 平山 政一	宇和島市本九島1826番地1 山瀬 弥吉	宇和島第一	愛媛県漁業協同組合
宇和島市平浦995番地1 山下 大介	宇和島市蕨7番地2 宮瀬 健作	宇和島市小浜2058番地 惟任 昭正	宇和島第二	愛媛県漁業協同組合
宇和島市長堀二丁目2番地29号 平井 万吉	宇和島市坂下津甲97番地5号 三好 春樹	宇和島市別当一丁目6番34号 佐々木 瀧雄	宇和島第三	愛媛県漁業協同組合
宇和島市三浦西612 山下 三郎	宇和島市三浦西1300 - 5 小林 一郎	宇和島市三浦西1750 浅野 一史	三 浦	愛媛県漁業協同組合

(南予地方局愛南水産課管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南宇和郡愛南町家串1038 浅野 豊	南宇和郡愛南町油袋557 仲川 豊和	南宇和郡愛南町柏369番地 脇田団地A棟102号 末広 善紀	内 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町赤水63 - 13 中田 健史	南宇和郡愛南町中浦1738 - 2 浅海 健介	南宇和郡愛南町御荘平城2900 - 6 中田 知公	南 内 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町鱒越212 久徳 孝広	南宇和郡愛南町鱒越126 大塚 重利	南宇和郡愛南町城辺乙999 - 3 中道 和志	深 浦	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町岩水1 - 7 山崎 淳	南宇和郡愛南町広見3331 - 2 馬場 弘之	南宇和郡愛南町深浦1248 東本 健太郎	東 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町中泊759 山木 一隆	南宇和郡愛南町下久家28 - 1 山下 勇造	南宇和郡愛南町久家270 - 1 松田 学	西 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町久家23 - 1 竹田 勝仁	南宇和郡愛南町武者泊438 山田 一男	南宇和郡愛南町武者泊591 - 1 吉田 基也	福 浦	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町久良610 飯田 幸仁	南宇和郡愛南町久良1219 浜田 克人	南宇和郡愛南町久良2051 本多 保固	久 良	久良漁業協同組合

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
八幡浜市保内町磯崎1414 鎌田 建一郎	八幡浜市保内町喜木津2 - 387 上野山 隆	八幡浜市保内町磯崎2237 田中 豊彦	磯 津	八幡浜漁業協同組合
八幡浜市保内町川之石10番耕地81番地 大成水産有限会社 代表取締役 泉 雅記	八幡浜市保内町川之石11 - 334 - 2 稲垣 憲定	八幡浜市保内町川之石12 - 601 横川 章次	川 之 石	八幡浜漁業協同組合
西宇和郡伊方町足成588 - 2 高月 和也	西宇和郡伊方町足成458 増田 和慶	西宇和郡伊方町足成636 松谷 頼明	足 成	八幡浜漁業協同組合
西予市三瓶町周木6番耕地112番地2 赤坂水産有限会社 代表取締役 赤坂 喜太男	西予市三瓶町長早3 - 26 - 1 松本 芳隆	西予市三瓶町津布理932番地 三好 司	三 瓶 湾	八幡浜漁業協同組合
西宇和郡伊方町串350番地 阿部 竜二	西宇和郡伊方町正野2458番地1 堀田 春樹	西宇和郡伊方町与修1314番地 竹本 満富	三 崎	三崎漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年2月12日から26日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部水産課
東予地方局産業経済部今治支局管内の加入区	東予地方局産業経済部今治支局水産課
中予地方局管内の加入区	中予地方局産業経済部水産課
南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部水産課
南予地方局愛南水産課管内の加入区	南予地方局産業経済部愛南水産課
南予地方局産業経済部八幡浜支局管内の加入区	南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課

○愛媛県告示第140号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中村時広

1 土地区画整理組合の名称、事務所の所在地及び設立認可の年月日

(1) 土地区画整理組合の名称

東温市志津川土地区画整理組合

(2) 事務所の所在地

東温市見奈良530番地1 東温市役所内

(3) 設立認可の年月日

平成22年2月12日

2 変更の内容

事業施行期間

変更前 平成22年2月12日～令和4年3月31日

変更後 平成22年2月12日～令和3年3月31日

3 変更認可の年月日

令和3年2月12日

○愛媛県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	上猿田三島線	四国中央市寒川町字柳ノ元523番8から 同字柳ノ元523番7まで	旧	メートル 6.0～6.4	キロメートル 0.030	
			新	6.0～8.2	0.030	

○愛媛県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	上猿田三島線	四国中央市寒川町字柳ノ元523番8から 同字柳ノ元523番7まで	令和3年2月12日

○愛媛県告示第143号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和3年2月12日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号  
 2 指定年月日  
 令和3年2月2日  
 3 指定道路の位置  
 四国中央市下柏町字堂ノ下625番1の一部、626番1の一部、62

6番2の一部及び627番の一部  
 4 指定道路の延長及び幅員  
 (1) 延長 50.19メートル  
 (2) 幅員 6.04メートル

○愛媛県告示第144号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-29)第11560号	平成29年6月10日	㈱サンユー技研	真鍋 考二	松山市石手白石207-11	令和3年1月28日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業、舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町1028番1地先から 同町1020番11まで	旧	メートル 33.4~52.3	キロメートル 0.117	
			新	33.4~52.3	0.117	

○愛媛県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町1018番6地先から 同町1018番3まで	令和3年2月15日

○愛媛県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年2月12日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
2中局建(開)第40号 令和3年2月2日	伊予市下吾川字北西原1822番8、1830番、1831番1、1836番1	松山市姫原三丁目5番地6 浅野食品株式会社

○愛媛県告示第148号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和3年2月12日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850300132	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	阿 部 進	放課後等デイサービス	A i l e 学舎 和霊教室	愛媛県宇和島市和霊元町一丁目6-20	令和3年2月1日

○愛媛県告示第149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和3年2月12日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 寿楽会	ショートステイ番城	愛媛県宇和島市宮下字御藪甲143番地5	令和2年11月1日	短期入所生活介護
株式会社アコンプリシー	ヘルパーステーション 笑歩会 保田	愛媛県宇和島市保田甲981番地1	令和2年12月1日	訪問介護

○愛媛県告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和3年2月12日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 寿楽会	ショートステイ番城	愛媛県宇和島市宮下字御藪甲143番地5	令和2年11月1日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年2月12日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社 アボトライ	ラポール訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市恵美須町1丁目4番23号	令和2年3月31日	訪問看護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターあけぼの 訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市寿町一丁目5番8号	令和2年3月31日	訪問看護
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 三間介護保険事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地三間町保健福祉センター	令和2年3月31日	訪問介護
有限会社 アボトライ	ラポールえびすショートステイ	愛媛県宇和島市恵美須町一丁目3番10号	令和2年4月30日	短期入所生活介護
社会福祉法人 吾子苑	デイサービスセンターサンランド	愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲727番地1	令和2年6月30日	通所介護
有限会社池田新店	有限会社池田新店	愛媛県八幡浜市新町一丁目1417番地	令和2年9月1日	福祉用具貸与
有限会社池田新店	有限会社池田新店	愛媛県八幡浜市新町一丁目1417番地	令和2年9月1日	特定福祉用具販売
有限会社 ホームケアサービス	ホームケアサービス	愛媛県八幡浜市大平1番耕地782番地23	令和2年11月30日	福祉用具貸与



有限会社 ホームケアサービス	ホームケアサービス	愛媛県八幡浜市大平1番耕地782番地23	令和2年11月30日	特定福祉用具販売
有限会社しらさぎ	ヘルパーステーション しらさぎ	愛媛県大洲市平野町野田乙687-2	令和2年12月20日	訪問介護

○愛媛県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年2月12日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社 アボトライ	ラポール訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市恵美須町1丁目4番23号	令和2年3月31日	介護予防訪問看護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターあけぼの訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市寿町一丁目5番8号	令和2年3月31日	介護予防訪問看護
有限会社 アボトライ	ラポールえびすショートステイ	愛媛県宇和島市恵美須町一丁目3番10号	令和2年4月30日	介護予防短期入所生活介護
有限会社池田新店	有限会社池田新店	愛媛県八幡浜市新町一丁目1417番地	令和2年9月1日	介護予防福祉用具貸与
有限会社池田新店	有限会社池田新店	愛媛県八幡浜市新町一丁目1417番地	令和2年9月1日	特定介護予防福祉用具販売
有限会社 ホームケアサービス	ホームケアサービス	愛媛県八幡浜市大平1番耕地782番地23	令和2年11月30日	介護予防福祉用具貸与
有限会社 ホームケアサービス	ホームケアサービス	愛媛県八幡浜市大平1番耕地782番地23	令和2年11月30日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第153号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和3年2月12日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
上田 弘明	上田小児科・外科	愛媛県宇和島市広小路1番26号	令和2年3月31日	介護療養型医療施設
医療法人 肱嵐会	医療法人肱嵐会石村病院	愛媛県大洲市長浜甲176番地	令和2年6月30日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和3年2月12日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

介護医療院の開設者の名称又は氏名	介護医療院		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 肱嵐会	医療法人 肱嵐会 石村病院 介護医療院	愛媛県大洲市長浜甲176番地	令和2年7月1日	介護医療院

○愛媛県告示第155号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月12日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
一級河川肱川水系郷之谷川	郷之谷川左岸堤防	喜多郡内子町内子1503番地先から同町知清16番地先まで	道路管理者 内子町喜多郡内子町平岡甲168番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

令和3年2月12日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2389番14	令和3年2月12日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年2月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,151,031
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,021
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 243,879

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,290	14,430
南宇和郡	18,352	6,118
松山市・上浮穴郡	435,632	139,272
今治市・越智郡	137,872	45,958
宇和島市・北宇和郡	75,692	25,231
八幡浜市・西宇和郡	36,713	12,238
新居浜市	99,199	33,067
西条市	90,621	30,207
大洲市・喜多郡	50,066	16,689
伊予市	30,983	10,328
四国中央市	72,578	24,193
西予市	31,886	10,629
東温市	28,147	9,383